



Title	邸第呼称の命名：『源氏物語』長編化の一手法
Author(s)	飯田, 実花
Citation	語文. 2023, 121, p. 1-14
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/95423
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

邸第呼称の命名

——『源氏物語』長編化の一手法——

一、問題の所在

『源氏物語』の人物や邸第に対して、物語内でのみ通じる呼び名が与えられる場合がある。人物でいえば、「光源氏」はもちろん「空蟬」や「末摘花」などと称されるのも、物語内でのみ通用する呼称である。邸第では、光源氏の「二条院」や「六条院」、女三宮の「三条宮」のように、実在する邸第にも用いられる呼称が、物語内の特定の邸第に対して使用されることがある。

こうした物語内でのみ通じる呼び名を、本稿では「物語」固有の呼称と呼び、一般名詞的な呼称（「君」「上」などの人物呼称や「院」「宮」「殿」などの邸第呼称）と区別する。また、呼称の付与という事象に着目するため、固有の呼称の付与を「命名」と称し、通行する巻序ではじめて固有の呼称が表れる箇所を「命名場面」として論じる。なお、呼称には物語本文に見えるもの（＝書き手による名づけ）と、享受資料にのみ見えるもの（＝読者に

飯 田 実 花

よる名づけ）が存在するが、本稿では前者のみを扱う。

固有の呼称と命名について、たとえば人物呼称「空蟬」は、夕顔巻において、「かの空蟬のあさしくつれなきを」（①夕顔・一四四頁）と言及される箇所が、命名場面となる。この女君には、衣を残して光源氏のもとから立ち去るエピソードがあり、そののち「空蟬」を詠みこむ和歌を、女君と光源氏のそれぞれが書き残している。こうしたエピソードや和歌によって、「空蟬」と命名されている。このように、人物呼称の場合、命名場面より前に示された情報に基づいて命名される。

邸第呼称についても確認すると、たとえば藤壺の邸第は次の場面で命名されている。

藤壺のまかでたまへる三条宮に、御ありさまもゆかしうて参りたまへれば、命婦、中納言の君、中務などやうの人々対面したり。（①紅葉賀・三二八頁）

ここでは、宮中から退出した藤壺の退出先を「三条宮」と称して

いる。藤壺は若紫巻でも体調不良により宮中を退出しており、この邸第はそのときの退出先でもあったと考えられるが、「三条宮」という固有の呼称は当該場面が初出であり、これまで示されていなかった「三条」という立地の情報が新たに提示されている。

固有の呼称の命名については、人物呼称に関して玉上琢彌や小山敦子⁽⁴⁾の網羅的な研究が存在し、呼称の由来が検討・分類されている。なかでも小山は、命名の理由について、物語が長くなるにつれて複雑になる数多の登場人物に対する「弁別意識」が、命名の「原動力」であると説明する。たしかに、先の「空蟬」の例をみると、当該場面以前のエピソードを受けた呼称で指示されることにより、取り立てて説明せずとも、ほかの人物と区別できる。では、こうした人物呼称における命名の理由は、邸第呼称でも同様に考えられるだろうか。

藤壺の邸第は「三条宮」と称されるが、『源氏物語』では藤壺のほかに、大宮や女三宮の邸第も「三条宮」と命名されている。弁別意識によって命名するならば、「三条宮」という同一呼称の多用は不要の混乱を招きかねず、重複は避けられるはずである。また、藤壺の例では「三条」という邸第の立地が固有の呼称による命名と同時に始めて明かされており、以前のエピソードを受けた呼称となっていない。このことから、固有の邸第呼称は、人物呼称とは異なる意識や方法によって命名されていると考えられる。

邸第呼称については、宮内理伽が左右大臣と頭中将邸の呼称の変化に着目し、「物語が長編化していく過程で起こった、時流の移

り変わり、作中人物の退場や作中人物の位置づけ直しによってもたらされた変化」であると説明している。宮内が言うところの呼称の変化は、その変更された場面における新たな命名と捉えられるため、命名に内包される問題と言えよう。

注目したいのは、小山や宮内がこうした呼称の在り方について、「長編化」という視座から論じている点である。いずれも、物語が長編化していくことによって、対象への命名が行われているという立場を示す。こうした主張は、物語を「読む立場」からの議論であるが、命名は書き手による行為であり、物語を作りだしていく「書く立場」からの議論こそが必要となる。『源氏物語』は、五十四帖という同時代に類をみない長編物語である。これがはじめから五十四帖全編を想定して書かれたとは考えられず、物語は徐々に書き足されていった可能性が高い⁽⁷⁾。そうであれば、五十四帖を総体と捉えて各場面の命名の意味を問うのではなく、「巻」というより小さな単位のなかで、いかに命名され、どのように機能しているかを考察する必要があるのではないか。これにより、「命名」が「物語を書くこと」といかに関わっているかを解明できよう。

よって、本稿では、「なぜ邸第が命名されるのか」という問題意識にしたがい、人物呼称との差異、その巻における邸第の機能に着目して、命名の意味を考察する。二節ではまず、『源氏物語』に登場する邸第呼称を分類し、検討対象と方針を示す。三節では、各邸第の命名場面について、その巻の展開のなかでいかなる意味を

持つか検討する。以上をとおして、『源氏物語』における固有の邸第呼称の命名と、物語の展開、長編化との関わりを明らかにする。

二、邸第呼称の分類と検討対象の確認

『源氏物語』に登場する邸第呼称について、宮内は『源氏物語』正編（桐壺巻～幻巻）の範囲で、次の①～⑤に分類する。

- ① 「家」「宿」「殿」「宮」「院」などの一般名詞
- ② 官職に由来する呼称
- ③ 地名＋「殿」／地名＋「宮」／地名＋「院」
- ④ 史上実在した場所を明確に喚起させる呼称
- ⑤ その他

私に『源氏物語』続編（匂兵部卿巻～夢浮橋巻）の用例も加えて調査・分類した結果、宮内の分類と大きく相違しなかったため、基本的にこの分類に基づいて検討対象と方針を示す。

まず①は、一般名詞であって命名とはみなせないため、本稿では対象としない。

次に、②については、「所有者（とみなされる人物）に由来する呼称」とすれば、末摘花の住む「常陸宮」や、浮舟の義父や母が住む「常陸殿」などもこの分類に含むことができる。また、橋姫巻に登場する宇治八の宮の邸第は、宿木巻中の君から浮舟の話聞いた薫が宇治を訪問する場面で、「宇治の宮」を久しく見たまはぬ時は、いと昔遠くなる心地して、すずろに心細ければ、九月二十余日ばかりにおはしたり」（⑤宿木・四五三頁）とあって、

「宇治の宮」と命名されている。「宇治」と冠することから③に分類することも可能だが、これ以前、橋姫巻にも「宇治の宮」という呼称がみえる。

例の、さまざまなる御物語聞こえかはしたまふついでに、宇治の宮のこと語り出でて、見し暁のありさまなどくはしく聞こえたまふに、宮いと切にをかしと思ひたり。（⑤橋姫・一五三頁）

当該例は「宇治の宮」が八の宮という人物を指すのか、宇治にある邸第を指すのか、文脈だけでは判然としないが、諸本を確認すると、高松宮家本、横山本、保坂本、国冬本、麦生本、阿里莫本で「宮」が「みこ」「御子」となっており、人物を指す可能性が高い。当該場面が人物呼称だとすると、宿木巻における邸第への「宇治の宮」という命名は、人物呼称をそのまま援用したと考えられ、これも②に含めることができる。

このように②に分類される邸第は、人物呼称を前提として、それが邸第の呼称に援用されている。したがって、邸第呼称を選択する際の選択肢の一つに人物呼称があることはわかるが、命名という視点から見るとき、人物呼称をそのまま援用するものと、邸第呼称としてはじめて名づけるものとは、同列に扱いたい。よって、②についても本稿の検討対象から外す。

③に分類される邸第は、本稿の問題意識と深く関わる。ただし、二条や三条といった通りは、「地名」とはあまり称されないように思われるため、本稿では「立地」とする。また、「殿」「宮」「院」

については「邸第辞」^⑤と一括して論じることが可能であろうから、③は「立地＋邸第辞」として検討していく。

④についても、物語に登場する邸第に対して実在した邸第を喚起するような呼称を付与する点で、なぜ特定の場面での呼称が選択されたかを「命名」という視点から問う必要があるため、検討対象とする。

最後に⑤について、宮内は「古宮」「某院」を挙げて「一般名詞に近い形で用いられながらある特定の邸を示す」と説明する。「古宮」は「古い」という相対的な評価が接続した呼称であり、命名とはみなしがたい。物語統編では、光源氏から匂宮へ伝わる「二条院」が「北の院」「北の宮」、薫の住む女三宮の三条宮は「南の宮」と称されており、これも相対的な位置関係に基づく呼称である。同じく相対的な位置関係による光源氏の「東の院」（二条東院）が、文脈に関係なく固定化して「東の院」とのみ称されるのに対し、「古宮」や「北の院」「南の宮」は限定的な場面で使用されるのみである。「某院」も醜化表現と考えられるため、命名とはみなさず、⑤は検討対象から除く。

以上のように、本稿では③④に分類される邸第を検討対象とする。それぞれに分類できる邸第は次のとおりである。

③立地＋邸第辞

三条殿（夕霧） 三条宮（藤壺、大宮、女三宮）
桃園宮（女五宮・朝顔斎院） 二条宮（朧月夜）
一条宮（落葉宮） 二条院（光源氏） 東の院（光源氏）

六条院（光源氏） 桂の院（光源氏）

④史上実在した場所を明確に喚起させる呼称

朱雀院（後院） 冷泉院（後院）

光源氏の「六条院」「桂の院」については、邸第辞が「院」から「殿」に変更された呼称が存在する。しかし、六条邸を指す呼称のうち、「六条殿」の用例がわずかであり、「六条殿」と称される前にも後にも「六条院」と称されるように、「六条殿」はあくまで限定的に使用される呼称である。「六条殿」と指示される時点の光源氏が、本来は「殿」と称されるべき臣下の身分であることをふまれば、邸第辞「殿」を用いた呼称は、その邸第呼称を用いる人物の立場の問題と捉えられる^⑨。よって本稿では、「六条殿」や「桂殿」は命名（呼称の変化）とはみなさず、「六条院」「桂の院」と命名される時点を問題とする。

本節では、宮内の分類を用いて、本稿で検討対象とする邸第呼称を整理した。次節では用例の多い③立地＋邸第辞の例を中心に、命名場面と物語の展開との関係について検討し、その特徴と長編化との関わりを指摘する。

三、邸第の命名と物語の展開

本節では、固有の呼称の命名場面を取り上げ、物語の展開との関係性を、巻単位での機能に着目して検討する。

三―①、③立地＋邸第辞の例

『源氏物語』における命名場面の多くは、その邸第に主要な登場

人物が訪問する場面である。はじめに確認したように、藤壺の「三条宮」は紅葉賀巻で命名される。ここで光源氏は、三条宮を訪問し、藤壺の兄である式部卿宮（当時は兵部卿宮）と対面しており、直後には藤壺がこの邸第で皇子（冷泉帝）を出産している。

同様の例として、朝顔齋院と女五宮の住む「桃園の宮」への訪問がある。

長月になりて、桃園の宮に渡りたまひぬるを聞きて、女五の宮のそこにおはすれば、そなたの御とぶらひにことづけて参てたまふ。（②朝顔・四六九頁）

これは朝顔齋院の境遇を述べる朝顔巻冒頭に続く場面であり、藤壺の三条宮と同様に、光源氏が訪問し、朝顔齋院の叔母にあたる女五宮と対面する。以後朝顔巻では、朝顔齋院に会う目的で光源氏がたびたび当該邸第を訪問する。

ほかに光源氏が訪問する例として、朧月夜の「二条宮」がある。今とはて、女御、更衣たちなど、おのがじし別れたまふも、あはれなることなむ多かりける。尚侍の君は、故後の宮のおはしましし「二条宮」にぞ住みたまふ。（④若菜上・七六頁）

朱雀院が出家し西山へ移ると、女御・更衣はそれぞれ御所を離れ、朧月夜は「二条宮」へと移る。これはもともと朧月夜の父右大臣の邸であったと考えられるが、弘徽殿太后の居所となったのち、現在は朧月夜が住んでいるという。右大臣所有時にはもっぱら「殿」「大殿」と称され、立地不明であった邸第が、ここで唐突に「二条宮」と命名されている。当該邸第が「二条宮」と命名される

ことの意味については、『伊勢物語』の二条后をふまえたものであることが指摘されている¹⁰⁾。

しかし、なぜ当該場面においてこの邸第は命名されたのだろうか。というのも、この邸第が「二条宮」と称されるのは当該場面のみであり、命名された割には、固有の呼称が用いられていないのである。

物語の展開を確認すると、命名場面を契機として、光源氏は朧月夜と文を交わし、さらに実際に二条宮を訪問して朧月夜と対面する。光源氏と朧月夜の対面がかったのは、命名の場面で朱雀院が出家し、朧月夜と離れ住んだためであろう。対面可能な状況になると同時に命名されている点が注目される。

加えて、この邸第が「二条」に存するのも、光源氏にとって望ましい状態であった。光源氏は二条宮を訪問する際、紫上に次のように語っている。

「東の院にもものする常陸の君の、日ごろわづらひて久しくなりけるを、ものさわがしき紛れにとぶらはねば、いとほしくてなむ。昼などけざやかに渡らむも便なきを、夜の間に忍びてとなむ思ひはべる。人にもかくとも知らせじ」（④若菜上・七九頁）

光源氏は、朧月夜の話は出さず、同じ二条の東の院に住む末摘花を訪う、と語る。これがその場しのぎの嘘であることは紫上も理解しているが、方便として東の院を持ち出すことができるのは、同じ二条にあって、六条院から進む方角が同じだからであろう。

当該場面では「二条宮」と命名されたことで、臘月夜と光源氏の対面へと物語は展開しており、二条という立地によって、光源氏の方便の正当性は担保されている。二条宮という命名は、その後の光源氏による臘月夜への訪問を導く契機となっている。

光源氏だけでなく、夕霧が訪問する例もある。落葉宮邸の場合、柏木巻において瀕死の柏木が夕霧に「一条にものしたまふ宮、事にふれてとぶらひきこえたまへ」(④柏木・三二七―三二八頁)と遺言するなかで、邸第の立地が明かされる。すると、同じく柏木巻のなかで「一条宮」には、まして、おぼつかうて別れたまひにし恨みさへ添ひて、日ごろ経るままに、広き宮の内人げ少なう心細げにて」(④柏木・三二七頁)と、命名されると同時に邸第の様子が語られる。この場面に続いて夕霧は落葉宮を訪問しており、夕霧の訪問と命名が軌を一にしている。

また、野分巻において、六条院を野分が襲うと、夕霧は六条院を訪れ、光源氏と対面する。光源氏がどこから来たのか尋ねると、「三条宮」にはべりつるを、風いたく吹きぬべしと人々の申しつれば、おぼつかなきに参りてはべりつる。かしこにはまして心細く、風の音をも、今はかへりて、稚き子のやうに怖ちたまふめれば、心苦しさにまかではべりなむ」(③野分・二六七頁)

と、夕霧は「三条宮」から来たと答える。これは、夕霧が幼少期を過ごし、現在は祖母大宮が一人で住んでいる、故左大臣邸であり、左大臣存命時にはもっぱら「殿」「大殿」と称されていた。二

条宮と同様、これ以前は不明であった立地が、邸第の命名と同時に明かされる例である。大宮の邸第が「三条宮」と称される意味については別稿でも触れたが、当該場面での命名には、どのような意味があるだろうか。

宮内は、行幸巻において三条宮が光源氏・頭中将の対面の場となっていることをふまえ、三条宮の命名を「桐壺帝と同腹の皇女が住まう格式高い場として左大臣邸が設定し直されている」と捉える。たしかに野分巻と行幸巻の連続性は強いが、そうであれば行幸巻で命名すればよかったことになる。実際に野分巻で命名されている以上、なぜ野分巻で命名されるのかを考える必要がある。

先の光源氏・夕霧の対面のあと、物語は次のように続く。

道すがらいりもみする風なれど、うるはしくものしたまふ君にて、三条宮と六条院とに参りて、御覽ぜられたまはぬ日なし(③野分・二六八頁)

この場面の視点人物は夕霧であり、普段から三条宮と六条院とを往復していることが示され、実際に直後には三条宮に訪問している。こうした野分巻の描写について、小山清文は、「三条宮の状況は、六条院との間を往復する夕霧によっても対照的にとらえられて」いることを指摘し、「にぎやかな六条院」と「不如意の状況をかみしめる三条宮」の対比を指摘する⁽¹²⁾。では、野分巻での命名は、対比を示すためのものだったのだろうか。

たしかに、野分巻の三条宮は「そこらところせかりし御勢ひのしづまりて、この君を頼もし人に思したる、常なき世なり」(③野

分・二六八頁」と語り手に評されるように、寂れた様子が強調される。しかし、ここで注目しておきたいのは、夕霧が大宮にとつての「頼もし人」と評される点である。

野分巻では、毎日のように「三条宮」を訪問する夕霧の姿が描かれる。それゆえに、行幸巻で光源氏と対面した大宮は、光源氏からの話として一番に夕霧と雲居雁の仲のことを想定しており、光源氏と大宮の対面を知った頭中将もまた、「この姫君の御事、中将の愁へにや」と考えていた(③行幸・三〇三―三〇四頁)。そして、そうした思い当たる節があるからこそ、光源氏と頭中将の対面は叶うのであった。これは、三条宮という場が、夕霧・雲居雁が幼少期を過ごした邸第であることと無関係ではあるまい。三条宮は、大宮の「頼もし人」としての夕霧の姿とともに物語に再登場することで、夕霧と強い結びつきを持った邸第として位置づけられているのである。

そして、行幸巻では視点が光源氏に移り、光源氏が三条宮に訪問する。宮内の言う「格式高い場」としての位置づけは、光源氏の訪問に伴ってさらに位置づけ直されたものと考えられる。邸第は、誰が住むだけでなく、主要人物との関係において果たす役割によっても、また異なる位置づけがなされるのである。

以上のように、多くの邸第は、光源氏や夕霧といった視点人物が訪問する場面で命名されている。このほか、訪問以外の例としては、邸第を造宮・改築する場面での命名が確認できる。たとえば光源氏の「六条院」の場合、

大殿、静かなる御住まひを、同じくは広く見どころありて、ここかしこにておほつかなき山里人などをも集へ住ませんの御心にて、六条京極のわたりに、中宮の御旧き宮のほとりを、四町を占めて造らせたまふ。(③少女・七六頁)

と造宮計画が語られ、邸第が完成すると、「八月にぞ、六条院造りはてて渡りたまふ。」(③少女・七八頁)とあって、ここではじめて「六条院」と命名されている。邸第が完成すると光源氏は六条院へ移っており、以降の物語は六条院を舞台として展開していく。光源氏の邸第の場合、「東の院」や「桂の院」も、その呼称が命名される直前に造宮の計画が語られている。

また、夕霧の「三条殿」の命名は改築の場面である。

御勢ひまさりて、かかる御住まひもところせければ、三条殿に渡りたまひぬ。すこし荒れにたるを、いとめでたく修理しなして、宮のおはしましし方を、改めしつらひて住みたまふ。(③

藤裏葉・四五五頁)

もともと祖母大宮が住み「三条宮」と称されていた邸第を夕霧が改築し、雲居雁とともに移住すると、「三条殿」と改称されている。この邸第辞の変更は旧稿で論じたとおり所有者の身分によるものと考えられ、夕霧が直前に中納言に昇進しているために、「殿」と称されているのであろう。

こうした造宮・改築というのは、完成後の移住・訪問を前提としている。したがって、先に確認した訪問の例と同様、主要な登場人物の移動と関わる命名といえる。つまり、③立地+邸第辞に

分類される固有の邸第呼称の命名は、光源氏や夕霧といった視点人物が訪問・移動する場面で行われているのである。これはすなわち、邸第の命名が、登場人物の移動・訪問を導く契機となっていることを意味する。このことをふまえると、邸第の命名は物語の流れに沿って変化していくというよりも、むしろ、命名されることによって物語に新たな舞台を設定し、そこでの人物の交流などの展開を導いていると考えられる。

三―二、例外的な事例

③立地+邸第辞の呼称の命名は訪問・移動に関わって新たな舞台を設定していることを示したが、こうした傾向から見ると、命名に疑問の残る邸第がある。まず、帚木巻に見える光源氏の「二条院」である。

雨夜の品定めの中の、光源氏は宮中から左大臣邸に退出する。そこで光源氏は方違えの必要があると知り、「二条院」にも同じ筋にて、いづくにか違へむ。いとなやましきに」(①帚木・九二頁)と言及する。結局光源氏は、左大臣邸も「二条院」も方角的に問題があるためにほかの場所を求め、紀伊守邸へとたどりつく。

帚木巻における光源氏邸への言及は、引用部分を除くと、「殿」に帰したまひても、とみにもまどろまれたまはず」(帚木・一〇五頁)とあるのみである。また、通行する巻序におけるこれ以前の光源氏邸への言及は、桐壺巻末尾の「里の殿は、修理職、内匠寮に宣旨下りて、二なう改め造らせたまふ」(①桐壺・五〇頁)のみであり、桐壺巻でも邸第辞「殿」で指示されている。邸第辞が異

なることもあり、帚木巻の光源氏の発言から「二条院」＝光源氏の自邸と判断するのは困難であろう。また、当該場面では結局光源氏が「二条院」へ訪問・移動しないため、その邸第を舞台とした物語の展開も導かれていない。では、邸第の命名と物語の展開との関わりは、一部の用例にのみ見られる傾向であろうか。

帚木巻よりのちの例を確認すると、若紫巻では光源氏の移動と連動して固有の呼称が見える。光源氏は若紫を引き取ると、「二条院」は近ければ、まだ明うもならぬほどにおはして、西の対に御車寄せて下りたまふ」(①若紫・二五五頁)と、二条院に連れていく。この場面以降、二条院は光源氏と紫上の住む邸第として、物語の重要な舞台となる。紫上は、「二条の君」のように二条院に因んだ人物呼称でも指示されており、紫上にとって二条院は、「わが御私の殿と思す」邸第であった(④若紫上・九三頁)。このように、若紫巻が命名場面であれば、光源氏が移動(帰邸)しており、紫上と結びついて、物語の展開を導いていることから、ほかの命名場面と同様の在り方を認めることができる。

帚木巻か、若紫巻か。この問題は、物語の成立と関係しているのではない。若紫巻の例は、いわゆる紫上系／玉鬘系④で物語の巻々を分類した際に、紫上系における「二条院」の初出箇所となる。つまり、もしも紫上系が玉鬘系よりも先に成立したとすれば、あるいは、少なくとも帚木三帖より先に若紫巻が成立したとすれば、当該場面こそが「二条院」の命名場面となるのである。この一例から成立した順序が決められるわけではないが、『源氏物語』

の成立を考えるうえで、注意を払うべき例であろう。

次に、女三宮の「三条宮」である。女三宮の邸第は、柏木巻で朱雀院が光源氏との別居のために与えた邸第であり、次の場面です。「三条宮」という呼称がはじめて見える。

院の帝は、この御処分の宮に住み離れたまひなんも、つひのことにてめやすかりぬべく聞こえたまへど、「よそよそにてはおぼつかなるべし。明け暮れ見たてまつり聞こえうけたまはらむこと怠らむに、本意違ひぬべし。げに、ありはてぬ世いくばくあるまじけれど、なほ生けるかぎりの心ざしをだに失ひはてじ」と聞こえたまひつつ、かの宮をもいとこまかにきよらに造らせたまひ、御封のものども、国々の御庄、御牧などより奉る物ども、はかばかしきさまのは、みなかの「三条宮」の御倉に収めさせたまふ。(④鈴虫・三七八頁)

朱雀院は光源氏との別居をよしとするが、光源氏は後見としての役割を果たそうと女三宮邸を整備する。改築の例ともとれるが、ここで整備された邸第に女三宮が実際に移住するのは、光源氏の死後あるいは出家後であつて、幻巻以降のことになる。物語内では、匂兵部卿巻まで三条宮への言及がなく、鈴虫巻における物語の展開との関係が見いだしがたい。

匂兵部卿巻を見ると、「入道の宮は、**三条宮**におはします」(⑤匂兵部卿・一九〇二頁)と、女三宮が三条宮へ移住していることが語られる。当該場面ではそのまま別の話題に転換するもの、巻単位で見れば、三条宮は女三宮の息子薫が頻繁に通う邸第とし

て説明されている。続編における薫の「三条宮」は、匂宮の住む「二条院」と対をなしており、物語上での対比的な関係性が呼称でも示されている。匂兵部卿巻において続編世界の人間関係やそれぞれの住居が整理されるなかで、三条宮もまた、薫との関係のなかで位置づけ直されているのである。ここまで、③「立地＋邸第辞」の固有の邸第呼称が、いずれも命名と物語の展開と連動していたことをふまえれば、鈴虫巻よりも匂兵部卿巻のほうが、命名場面の傾向には合っている。

翻って、鈴虫巻の三条宮は、「かの」という指示詞との接続^⑤、三度目に突然「三条」という邸第情報^⑬が示される点、別本群では異同が生じている点^⑭、鈴虫巻の成立^⑮など、さまざまな問題を抱えている。鈴虫巻が匂兵部卿巻以降に成立した、あるいは当該場面になんらかの本文の瑕がある、という可能性についても、今後考えていく必要があるだろう。

二条院も三条宮も、この一例からすなわち何かを証明することはできない。しかし、物語の成立について、その順序や本文の状況を考えるうえで、固有の邸第呼称の命名が有益な指標の一つとなる可能性がある。またこれらは、通行する巻序・本文では命名場面における物語の展開との関係は希薄であつたが、二条院は若紫巻、三条宮は匂兵部卿巻の命名を契機に紫上あるいは薫と結びつき、光源氏や薫といった視点人物の移動(帰邸)と連動して、以降の物語における重要な舞台となっていた。

三―三、④史上実在した場所を明確に喚起させる呼称

本項では、④史上実在した場所を明確に喚起させる呼称に分類される、後院としての朱雀院・冷泉院について検討する。

といっても、「冷泉院」がはじめて見えるのは若菜下巻の譲位直後の場面であり、「六条院」は、おりぬたまひぬる冷泉院の御嗣おはしまさぬを飽かず御心の中に思す」(④若菜下・一六五頁)とあって、人物を指示する呼称であるので、邸第呼称の命名の問題とはならない。問題となるのは、朱雀院の例である。

朱雀院は、紅葉賀巻冒頭で行幸の予定が語られ、はじめて物語に登場する。当該場面における朱雀院の住人は不明だが、行幸という物語の展開と連動して舞台が選択され、実際に登場人物たちが朱雀院に集まる展開を導いている。

そしてこの邸第は、朱雀帝の後院として物語に再登場する。朱雀帝は濤標巻で冷泉帝に譲位し、後院へ移るが、その後院の位置については、譲位の場面では明らかにされない。後院が言及されるのは、少女巻における、「二月の二十日あまり、朱雀院に行幸あり」(③少女・七〇頁)による。直後には「召しありて太政大臣参りたまふ」(③少女・七一頁)とあり、光源氏も朱雀院に参上している。そしてこれが、光源氏が朱雀院を訪問したことを描く最初の場面である。もちろん、書き手がもともと朱雀院を後院として想定していた可能性は考えられる。しかし、それが実際に呼称として物語に表れるのは、光源氏が訪問する場面なのである。

朱雀院の命名の場面は、物語の展開と命名の関係性を考えるうえで重要であろう。すなわち、『源氏物語』の邸第は、その場面の

視点人物である光源氏や夕霧が実際にその邸第に向かい、そこで物語が展開することになる、ちょうどその場面ではじめて、固有の呼称によって命名されるのである。そうであるからこそ、通行する巻序・本文での「二条院」や女三宮の「三条宮」の命名場面には、一層不審が残る。

三―四、命名と長編化

本節では、固有の呼称の命名場面について、物語の展開との関わりを検討した。その結果、命名場面はいずれも、その邸第へ視点人物が訪問・移動する場面であることがわかった。しかも、新たに造営した邸第への言及や、その巻単位でみるとはじめて登場する邸第への訪問の場面が多く、これらは、当該場面以前に物語の舞台となっていなかった邸第や、物語の中心舞台から遠ざかっていた邸第に、あらためてスポットを当てていると考えられる。

このことは、『源氏物語』の長編化と関わっている。物語が長く続いていくなかで、新たな展開が求められる。その際に有効な方法の一つが、物語における新たな舞台の設定だったのではない。これまで言及していなかった邸第や、長く放置されていた邸第を、新たな物語の舞台として設定する。それによって、そこに住む登場人物との関わりを描き、物語は展開していくのである。『源氏物語』における固有の邸第呼称は、新たな舞台の設定と連動して命名されたと考えられる。

このことは、命名されていない邸第の呼称との差異によっても確認できる。たとえば、玉鬘巻で登場する髭黒の邸第は、物語内

では「殿」と邸第辞単独で称されるのみで、固有の呼称による命名がなされない。しかし真木柱巻においては、髭黒のものと北の方との関係を語るなかで、当該邸第における一場面が描かれる。これを物語の展開と捉えれば、髭黒邸もまた新たな舞台として設定されていることとなり、本稿の主張とは矛盾する。

ここで注目しておきたいのが、この邸第には、視点人物となる光源氏や夕霧が訪問していないという事実である。物語における舞台の一つではあるが、そこは視点人物が訪問する舞台ではない。そして、髭黒邸に玉鬘は迎えられるが、それを最後に、続編に至るまでは、この邸第への言及はなくなる。当該邸第は、髭黒もとの北の方の間の一つのエピソードのために描かれた、一回的な舞台に過ぎない。それゆえに、命名はなされないのである。これは、紫上父式部卿宮邸や、頭中将邸なども同様であり、あくまで光源氏や夕霧という視点を担う人物の訪問が、新たな舞台の設定、そして命名と連動していると考えられる。

このように考えれば、物語に一度しか用いられていない臘月夜の居所が命名される意味は、改めて問われるべきであろう。もちろんこれは光源氏の訪問と結びついていたための命名であろうが、これにより新たに舞台が設定されることで、臘月夜との関係がさらに物語のなかで描かれていく可能性もあったのではないか。

やや構想的な視点まで拡大してしまったが、結局のところ、新たな邸第について語ることは、新たな人物関係や物語の展開を語ることと同義である。邸第の命名は、その新たな語りだしを示し

ている。

こうして考えると、人物呼称における、既に語られたエピソードをふまえた命名と、邸第呼称における新たな舞台設定のための命名は、明らかに目的と方法が異なる。邸第呼称の命名は、弁別意識よりも、〈物語を書き継いでいこうとする志向〉そのものが、原動力となっていると言えよう。

四、結論

ここまで、『源氏物語』における固有の邸第呼称の命名に着目し、物語の展開との関わりについて検討してきた。その結果、固有の邸第呼称の命名を契機として物語が展開していくことを明らかにし、新たな舞台を設定して物語を長く書き継いでいく、長編化の手法の一つであることを示した。そして、人物呼称では固有の呼称の命名が「弁別意識」によって説明されてきたが、邸第呼称の命名の原動力は、〈長編化していこうとする志向〉そのものであると結論づけた。

本稿では、『源氏物語』を総体として捉えるという視点ではなく、より小さい巻という単位で、いかなる情報が示されているのか、どのように機能しているのかに着目して論を進めた。現代の注釈書で読む場合、光源氏の二条院は、その登場からすでに「二条院」である。つまり、桐壺巻の「里の殿」＝「光源氏の二条院」として注釈が入るため、光源氏の住む家は二条院であるという認識を持って読者は読み進めることになる。したがって、帚木巻に

おいてかなり唐突に示された邸第呼称も、特に疑問視されてこなかった。こうした注釈的な情報をふまえた読みは、登場人物の系図が早くから作られたことを考えれば、初期からの享受のあり方であつただろうが、「物語を書くこと」を考えうるうえでは、妨げにもなりうる。どの巻で何を語するのか、何をどう命名し、どこまで説明するのかを分析することこそが、この物語がいかに作られたのかを解明する手がかりとなるだろう。

また、本稿では『源氏物語』に登場する邸第全般を対象に考察したが、邸第の命名がその場を舞台とした物語の展開と連動しているという結論をふまえれば、今後は個別の議論を進めていく必要がある。特に「二条宮」や大宮の「三条宮」、「一条宮」といった邸第は、その場面で命名されることの意味が問い直されるべきであるが、これについては稿を改めて論じることとしたい。

注

(1) 『源氏物語』本文の引用は、新編日本古典文学全集『源氏物語』によつたが、私意によつて句読点を改めた箇所がある。また、引用中の傍線や囲みはすべて稿者による。

諸本の確認には、池田亀鑑『源氏物語大成』巻一―三(中央公論社、一九五三―一九五四年)、加藤洋介『河内本源氏物語校異集成』(風間書房、二〇〇一年)、源氏物語別本集成刊行会編『源氏物語別本集成』第一―二五巻(桜楓社「おうふう」、一九八九―二〇〇二年)、源氏物語別本集成刊行会編『源氏物語別本集成続』第一―七巻(おうふう、二〇〇五年―二〇一〇年)、加藤洋介『源氏物語校異集成(稿)』(http://www2.kansai-u.ac.jp/ok_matsu/index.html)

二〇二三年九月二六日最終閲覧)を用いた。

(2) 玉上琢彌「源氏物語作中人物呼び名の論」(『源氏物語評釈別巻一』角川書店、一九六六年。初出は一九六三年二月)は、この例について、巻名によるとするが、要因はエピソードとも和歌とも解しうる。いずれにせよ、当該場面以前に既に示された情報に基づく命名であるということを確認しておきたい。

(3) 注2玉上論。

(4) 小山敦子「源氏物語の研究―創作過程の探求」第一部「命名法則と創作過程」(武蔵野書院、一九七五年。初出は一九六一年四月)。

(5) この点については、飯田「女三宮の「三条宮」―邸第呼称のもつ意味―」(『中古文学』第一一一号、二〇二三年五月)において、「三条宮」という呼称が、「歴史上の在り方と重なり合い、特別に身分の高い皇女が後見なしに暮らす邸第である、というイメージを形成している」ことを指摘した。

(6) 宮内理伽「『源氏物語』邸第呼称の方法意識―左・右大臣家と頭中将家を中心に―」(『中古文学』第一一一号、二〇二三年五月)。以下、宮内の論に言及する場合はこの論考を指す。

(7) 高木和子「系図の変容―桐壺院の皇子たちと朱雀朝の後宮―」(『源氏物語再考―長編化の方法と物語の深化』岩波書店、二〇一七年。初出は二〇一四年一月)は、桐壺院の皇子や朱雀院の後宮の女性が後の巻で増加することから、次のように述べる。

桐壺院の皇子たちは物語の進展とともに増殖し、朱雀院の後宮の女たちも物語の進展とともに増殖する。それは物語の長編化に伴って、新たな人物に纏わる新たな物語を書き継ぐ必要に迫られたからだともいえようし、語り残したことを補足的に語ることで長編化を果たしたからだともいえよう。

高木論の主眼は、長編化に伴う「矛盾や歪みがあるがままに認める読み方」を提示し、その整合性について長編的・短編的いずれの視

点も持つて捉えるという点にあり、長編化と命名という作者の行為との関係性を検討する本稿とは立場が異なる。しかし、長編化がこうした書き継ぎによつて成立するものである可能性を指摘している点は、示唆的である。

- (8) 「邸第辞」は、飯田「光源氏所有邸第における「院」呼称―『源氏物語』の邸第呼称法則―」(『詞林』第七〇号、二〇二一年一月)において、「字義に邸第の要素をもつものであり、その字単体でも文脈によつて庭などを含む特定の邸第全体を想起させることのできる語」と定義した語である。具体的には「院」「宮」「殿」などが該当する。

- (9) 今井上「若菜巻の主題的変容―光源氏の相対化をめぐる―」(『日本文学』五七巻二号、二〇〇八年二月)は、若菜上巻における朱雀院の光源氏に対する呼称について、夕霧の前では「院」と称する一方、乳母らを前にした際には「おとど」と称していることを指摘する。同じ場面でも乳母や弁は光源氏を「院」と称しており、呼称は呼ぶ人が呼ばれる人をどのように認識しているかを反映していると考えられる。邸第の場合も、邸第辞が所有者の身分と呼応していることから、邸第辞が対象への認識を反映している可能性が考えられる。

- (10) 増田繁夫「臘月夜と二条后」(『人文研究』三二巻九号、一九八〇年三月)、注6宮内論など。加納重文「源氏物語の地理Ⅱ」(角田文衛・加納重文編『源氏物語の地理』思文閣出版、一九九九年収録、初出は一九八六年)は、弘徽殿太后と藤原穩子の「朱雀院母后」という共通点から、二条東堀川北の穩子の御所を想定するが、物語の展開の類似から、二条后説が有力であろう。

- (11) 注5飯田論。

- (12) 小山清文「源氏と左大臣家の御仲らひ」の物語―六条院物語に於ける三条宮をめぐる―(『早稲田大学大学院中古文研究会編

『中古文論叢』第七号、一九八六年一〇月)。

- (13) 注8飯田論。

- (14) 紫上系・玉鬘系については、今西祐一郎・室伏信助監修 加藤昌嘉・中川照将編『テーマで読む源氏物語論第四巻』紫上系と玉鬘系―成立論のゆくえ(勉誠出版、二〇一〇年)に議論の行方と課題がまとめられており、参照されたい。

- (15) 諸井彩子「源氏物語「かの」考」(お茶の水女子大学国語国文学会編『国文』第一〇三号、二〇〇五年十二月)は、『源氏物語』における「かの」の全用例を検討したうえで、「源氏物語では「かの」は全て、地の文では作者と読者、会話文では話し手と聞き手に共有の事柄に用いられていることが明らかになった」と述べる。また、諸井論に先行して『源氏物語』における「かの」という指示詞に言及した、上野英二「源氏物語における読者の問題」(『源氏物語序説』平凡社、一九九五年。初出は一九八五年三月)や、広岡曜子「源氏物語の「かの」攷―源氏物語テキストの編集句―」(同志社大学国文学会編『同志社国文学』二七号、一九八六年三月)、西田隆政「源氏物語の段落構成と指示語「かの」」(迫野虔徳編『筑紫語学論叢』風間書房、二〇〇一年)や、『伊勢物語』について検討した山本登朗「かの―伊勢物語の遠近法―」(『伊勢物語論』文休・主題・享受)笠間書院、二〇〇一年。初出は一九八八年九月)は、いずれも「かの」が既述のことをうける表現であるという認識を示している。しかし、当該場面の「かの三条宮」は、これ以前に女三宮邸を「三条宮」と指示する例がないため不審である。なお、後藤康文「かの」の謎解き(第二段)『伊勢物語誤写誤読論叢』笠間書院、二〇〇〇年。初出は一九九五年三月)は、『伊勢物語』第二段の「かの」が抱える問題が物語の成立と抱わる可能性を指摘している。

- (16) 「かの三条宮」の箇所が、陽明文庫本「三条の宮」、国冬本「この

二条の院」、麦生本・阿里莫本「三条院」となっている。

- (17) 宮田光「源氏物語鈴虫巻をめぐる一考察」(『名古屋大学国語国文学』第一九号、一九六六年一月)は、鈴虫巻の記述が後続の巻における伏線的な役割を果たしていないことや、「並びの巻」であることなどから、鈴虫巻が夕霧巻以降に後記挿入された可能性を示す。

付記

本研究は、JSPS科研費(課題番号: 22KJ2183)の助成を受けた研究成果の一部である。

(いいだ・みか 本学博士後期課程・日本学術振興会特別研究員)